

学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(学校給食用牛乳処理対策事業) 実施要領

令和 2年 4月 9日付け 農畜機第175号承認
2020年 4月 9日付け 2020乳連第007号制定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じたことにより、酪農乳業への影響が生じているところである。

このため、全国乳業協同組合連合会（以下「乳業連合」という。）は、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号。以下「要綱」という。）別添3の第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、これにより全国的な配乳調整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

乳業連合は、要請を受けた休校措置に伴い学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳について、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者のうち、令和元年度に学校給食用牛乳の供給を行っている者（以下「乳業者」という。）がやむを得ず廃棄物として処理するために必要な経

費を補助する。

第2 事業の要件等

1 事業対象者

乳業者のうち、令和元年度に学校給食用牛乳の供給を行っている者とする。

2 補助対象経費

この事業の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、乳業者が給食停止前に製造した学校給食用牛乳を、当該乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まないものとする。

第3 乳業連合の補助

乳業連合は、予算の範囲内において、第2の2に定めるところにより、乳業者が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

乳業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を作成し、乳業連合会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

乳業者は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）補助金交付変更承認申請書を会長に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することが出来るものとする。

(2) 乳業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

乳業者は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

第5 事業の推進指導等

乳業者は、乳業連合の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

乳業者は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

乳業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

乳業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学

校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を乳業連合に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（乳業者自らの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第6 帳簿等の整備保管等

- 1 乳業者は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、乳業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度から令和2年度までとする。

附 則（2020年 4月 9日付け 2020乳連第007号）

- 1 この要領は、2020年 4月 9日から施行し、2020年2月27日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和2年2月27日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、乳業者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
学校給食用牛乳処理対策	学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳の廃棄物処理に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(学校給食用牛乳処理対策事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

全国乳業協同組合連合会
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）を下記のとおり実施したいので、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施要領第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
学校給食用牛乳処理対策				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第 1 号の別添

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施計画

学校給食用牛乳処理対策

(単位：kg、円)

乳業者名	処理数量	処理方法	事業費	負担区分		積算	備考
				機構補助金	その他		
合計							

注：給食停止前に製造された学校給食用牛乳を、乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まれないものとする。

別紙様式第2号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(学校給食用牛乳処理対策事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

全国乳業協同組合連合会
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)実施要領第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
 (学校給食用牛乳処理対策事業) 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

全国乳業協同組合連合会
 会長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)実施要領第4の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業
(学校給食用牛乳処理対策事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

全国乳業協同組合連合会
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあつた学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)について、下記のとおり実施したので、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業)実施要領第4の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業(学校給食用牛乳処理対策事業) 実績報告書」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

全国乳業協同組合連合会
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）補助金について、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施要領第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け
発第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・乳業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・乳業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料